

匝瑳市横芝光町消防組會議会令和7年2月臨時会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	令和6年度匝瑳市横芝光町消防組一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第2号	匝瑳市横芝光町消防組職員の修学部分休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	匝瑳市横芝光町消防組職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第4号	匝瑳市横芝光町消防組職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第5号	匝瑳市横芝光町消防組職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	匝瑳市横芝光町消防組職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決

令和7年2月臨時会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和7年2月17日 開会
令和7年2月17日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和7年2月臨時

匝瑳市横芝光町消防組合告示第1号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年2月臨時会を下記のとおり招集する。

令和7年1月17日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和7年2月17日（月）午前10時00分
- 2 場 所 野栄総合支所2階学習室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和7年2月臨時会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣言	3
議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
議席の一部変更	3
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
出席説明員の承認	4
議案第1号—議案第7号の上程	5
組合長提案理由の説明	5
議案（第1号）の内容説明—質疑	6
議案（第2号）の内容説明—質疑	11
議案（第3号）の内容説明—質疑	12
議案（第4号）の内容説明—質疑	14
議案（第5号）の内容説明—質疑	17
議案（第6号）の内容説明—質疑	19
議案（第7号）の内容説明—質疑	21
議案（第1号—第7号）に対する討論	22
議案（第1号—第7号）の採決	22
日程の追加	24
発議案（第1号）の上程—採決	25
閉会の宣言	27
署名議員	28

令和7年2月臨時会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年2月臨時会議事日程

2月17日（月曜日）午前10時00分開会

- 1 開会の宣言
- 2 議席の指定
- 3 議席の一部変更
- 4 会期の決定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 議案（第1号－第7号）の上程
 - 議案第1号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第2号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について
 - 議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 - 議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
 - 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 7 組合長提案理由の説明
- 8 議案（第1号）の内容説明－質疑
- 9 議案（第2号）の内容説明－質疑
- 10 議案（第3号）の内容説明－質疑
- 11 議案（第4号）の内容説明－質疑
- 12 議案（第5号）の内容説明－質疑
- 13 議案（第6号）の内容説明－質疑
- 14 議案（第7号）の内容説明－質疑
- 15 議案（第1号－第7号）に対する討論
- 16 議案（第1号－第7号）の採決
- 17 日程の追加

18 発議案第1号の上程

19 発議案第1号の採決

20 閉会の宣言

出席議員（8名）

議長	石田勝一君	2番	山崎等君
3番	椎名勝英君	4番	近藤魁人君
5番	大木進一君	7番	秋鹿幹夫君
8番	小倉弘業君	9番	市原成一君

欠席議員（2名）

6番	大関昌宏君	10番	川島光男君
----	-------	-----	-------

事務局職員出席者

主査補	鈴木和久	主査補	鈴木健太
主任主事	佐藤祐輔		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	林美幸君		

消防組合

消防長	大木利貞君	次長	坂田英明君
予防課長	石井清君	匝瑳消防署長	北田忠君
横芝光消防署長	行木幸弘君	総務課長	鈴木隆一君

△開会の宣言（午前10時00分）

○議長（石田勝一君） 本日、ただいまの出席議員数は、「8名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑛市横芝光町消防組合議会令和7年2月臨時会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△議席の指定

○議長（石田勝一君） 日程第1、議席の指定を行います。会議規則第3条第2項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席とします。

△新規選出議員の紹介

○議長（石田勝一君） 議案審議前に、匠瑛市議会選出の1号議員、1名の方が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

議席番号3番 近藤魁人君

〔議員自己紹介〕

△議席の一部変更

○議長（石田勝一君） 日程第2、議席の一部変更を行います。会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

椎名勝英君の議席を3番に、近藤魁人君の議席を4番に変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部をそのように変更することに決しました。ここで議席変更のため暫時休憩いたします。

△午前10時02分 休憩

△午前10時03分 再開

○議長（石田勝一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、2番議員山崎等君、9番議員市原成一君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2番議員 山崎等君

9番議員 市原成一君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△議案（第1号—第7号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第5、日程に従いまして、議案第1号から議案第7号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第6、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、おはようございます。

匠瑤市横芝光町消防組合議会令和7年2月臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より消防行政に対しまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。それでは本臨時会に提案いたします議案7件の提案理由を申し上げます。

議案第1号 令和6年度匠瑤市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ2,513万6,000円を追加し、令和6年度匠瑤市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億5,421万円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第2号 匠瑤市横芝光町消防組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第3号 匠瑤市横芝光町消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。なお、本条例の制定に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。なお、本条例の制定に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員等の給与を改定するため、関係条例を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、異常な自然現象若しくは大規模な事故により、重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害応急作業等に従事した職員に対する手当の支給について、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、当該施行期日までに関係条例を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△議案（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、質疑に入ります。

議案第1号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議

題といたします。

議案の内容説明を求めます。

坂田次長。

◎坂田次長 それでは、議案第1号令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

御手元の議案第1号補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千513万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,421万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年2月17日提出

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入1款分担金及び負担金、1項分担金につきましては、補正前の額11億943万1,000円、補正額は1,720万3,000円の増額で、補正後は11億2,663万4,000円となります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、補正前の額1,918万1,000円、補正額は426万2,000円の増額で、補正後は2,344万3,000円となります。

5款繰越金、1項繰越金は、補正前の額100万円、補正額は1,997万1,000円の増額で、補正後は2,097万1,000円となります。

7款組合債、1項組合債は、補正前の額9,820万円、補正額は1,630万円の減額で、補正後は8,190万円となります。

以上、歳入合計は、補正前の額 12 億 2,907 万 4,000 円、補正額は 2,513 万 6,000 円の増額で、補正後は 12 億 5,421 万円となります。

次に歳出の 3 款消防費、1 項消防費は、補正前の額 11 億 8,096 万 7,000 円、補正額は 2,596 万 4,000 円の増額で、補正後は 12 億 693 万 1,000 円となります。

4 款公債費、1 項公債費は、補正前の額 4,289 万 1,000 円、補正額は 82 万 8,000 円の減額で、補正後は 4,206 万 3,000 円となります。

以上、歳出合計は、補正前の額 12 億 2,907 万 4,000 円、補正額は 2,513 万 6,000 円の増額で、補正後は 12 億 5,421 万円となります。

3 ページを御覧ください。

第 2 表繰越明許費について御説明いたします。

3 款消防費、1 項消防費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として、防災無線整備事業を定めるものであります。

繰越しの理由といたしましては、千葉県において千葉県防災行政無線設備（衛星系）再整備工事を進めておりましたが、令和 5 年 12 月に当該工事において使用する電源ケーブルの一部で全国的に新規受注停止の事案が発生し、令和 6 年度に予定していた工事施工箇所について令和 7 年 3 月までに工事を完成させ検査確認を行うことが困難となったことに伴い、当該工事の負担金の請求について令和 7 年度の請求へと変更したい旨の通知が令和 6 年 12 月 5 日付けでありましたことから、当該繰越しを行うものです。

8 ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書に基づき、歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目分担金は、補正額 1,720 万 3,000 円の増額で、補正後は 11 億 2,663 万 4,000 円となります。

内訳といたしまして、匝瑳市につきましては一般分担金において 1,157 万 2,000 円の増額、横芝光町につきましては一般分担金において 697 万 4,000 円の増額、特別分担金において 134 万 3,000 円の減額でございます。

特別分担金に係る減額の詳細といたしましては、令和 3 年度から令和 5 年度までに継続費事業として実施いたしました、横芝光消防署庁舎建設事業に係る当該継続費の残額 51 万 5,000 円及び昨年度末に借り入れをいたしました、横芝光消防署庁舎建設工事に係る起債額について、貸付利率が当初の見込みよりも低利であったことに伴う利子額の残額 82 万 8,000 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国庫補助金は、補正額 426 万 2,000 円の増額で、補

正後は2,344万3,000円となります。

増額の理由といたしまして、令和6年度において緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る補助基準額の見直しがあり、当該補助基準額が増額となったことに伴う補助金の増額でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額1,997万1,000円の増額で、補正後は2,097万1,000円となります。こちらは、令和5年度出納閉鎖時の残金を繰越したものでございます。

7款組合債、1項組合債、1目消防債は、補正額1,630万円の減額で、補正後は8,190万円となります。減額の理由といたしまして、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（I型）につきましては、入札の執行等により減額するものでございます。また、指令システム全体更新事業負担金につきましては、契約主体である千葉市において当該事業に係る入札の執行により減額するものでございます。

9ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

3款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、補正額3,209万円の増額で、補正後は11億696万7,000円となります。

内訳といたしまして、2節給料1,404万円の増額、こちらは人事院勧告等に準じた給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、3節職員手当等1,392万9,000円の増額、こちらは人事院勧告等に準じた給与改定及び児童手当が、令和6年10月分から拡充されたことに伴う増額でございます。

続きまして、4節共済費808万5,000円の増額、こちらも人事院勧告等に準じた給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金396万4,000円の減額、こちらは歳入における組合債の減額理由と同様の理由による減額でございます。

1項消防費、2目消防施設費ですが、補正額612万6,000円の減額で、補正後は9,996万4,000円となります。

内訳といたしまして、12節委託料111万1,000円の減額、こちらは野栄分署庁舎大規模改修設計業務委託に係る入札の執行による減額等でございます。

続きまして、17節備品購入費501万5,000円減額、こちらは歳入における組合債と同様の理由による減額でございます。

4款公債費、1項公債費、2目利子ですが、補正額82万8,000円の減額で、補正後は326万3,000円となります。

減額の理由につきましては、昨年度末に借入れをいたしました横芝光消防署庁舎建設工事に係る起債額について、貸付利率が当初の見込みよりも低利であったことに伴う減額でございます。

なお、10 ページから 16 ページまでが補正予算給与費明細書となっております、人件費等に係る補正前と補正後の比較などについて記載してございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆ 2 番議員（山崎等君） 歳出の方で質問させていただきます。目は消防施設費、その中で委託料、野栄分署庁舎大規模改修工事ですか、これが減額で 112 万 1,000 円という形になっておりますけれども、まあこれは、入札があったと思われるのですけれども、応札の会社の数及び落札価格及び落札業者を教えてくださいませんか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。まず、応札件数につきましては、3 件でございます。落札業者につきましては、株式会社しんわとなっております。なお、落札価格につきましては、1 億 2,980 万円でございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆ 2 番議員（山崎等君） この落札業者をもう一度名前を、口が速かったもので、聞き取れませんが、それと所在地、本社の場所を教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。落札業者についまし

ては、株式会社しんわでございます。所在につきましては、千葉市内に所在しております。落札金額につきましては、1億2,980万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） これは、落札は県のやつを使って入札をかけているのでしょうか。多分そうだと思うのですが、この業者というのは、実績等は消防署の関係ですね、あったのでしょうか、お伺いします。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。まず、実績でございますけれども、今回の入札につきましては、いわゆるダイレクト入札、制限付きの一般競争入札という事で執行をいたしました。郵送による応札になりますけれども、こちら執行する際に、業者の条件といたしまして、今までに同様のですね、改修工事を実施したことがある技師が所在しているという事を条件に、入札の方を実施いたしました。今回ですね、主任技師で設計の方をやっていただいている方につきましては、横芝光消防署の設計を行った設計士さんでございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第2号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第2号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について、御説明いたします。

修学部分休業につきましては、職員が自発的に公務に関する能力の向上に資する学習を行うため、1週間の勤務時間の一部について、勤務しないことができる制度でございます。修学部分休業の承認につきましては、当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として承認することとしております。修学部分休業の対象となる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、その他学校教育法に規定する各種学校としております。修学部分休業の期間につきましては、2年を超えない範囲内の期間としております。

また、修学部分休業取得中の給与につきましては、給料の月額及び管理職手当の合計から減額することとしておりまして、その算出方法について規定しております。その他、規定内容といたしましては、修学部分休業の承認の取消事由等について規定しております。

なお、本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第3号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第3号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは議案第3号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について御説明いたします。

自己啓発等休業につきましては、自発的に職務を離れて、大学等における修学や国際貢献活動を行うことを希望する職員に対し、その身分を保有したまま職務に従事せず、これら活動を行うことを認める制度でございます。自己啓発等休業の承認につきましては、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、申請を承認することができることとしております。

自己啓発等休業の期間につきましては、大学等課程の履修の場合にあっては、原則2年、国際貢献活動の場合にあっては、3年を超えない範囲の期間としております。

自己啓発等休業の対象となる教育施設につきましては、大学、大学院等及びこれらに相当する外国の大学としております。

奉仕活動につきましては、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動としております。

また、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、必要があると認められるときは、号給の調整を行うことができることとしております。

その他の規定内容といたしましては、自己啓発等休業の期間の延長の承認の取消事由等を規定しております。

なお、本条例の制定に伴い自己啓発等休業の承認を受けている職員について、定数外の職員とするため、附則において、匠瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正するものでございます。

本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第4号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の配偶者同行休業に関する条
例の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の配偶者同行休業に関す
る条例の制定について御説明いたします。

配偶者同行休業につきましては、職員の継続的な勤務のため、外国で勤務等する配偶者と外
国において生活を共にするための休業制度でございます。配偶者同行休業の承認といたしまし
て、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績、その他の事情を考慮した
上で、申請を承認することとしております。

配偶者同行休業の期間の上限は、3年としております。配偶者同行休業の申請があった場合
において、当該申請に係る期間に、当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると
認めるときは、その業務を処理するため、任期付き採用及び臨時的任用のいずれかを行うこと
ができることとしております。

また、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、必要があると認められる
ときは、号給の調整を行うことができることとしております。

その他といたしまして、配偶者同行休業の期間の延長、承認の取消事由等を規定しておりま
す。

なお、本条例の制定に伴い配偶者同行休業の承認を受けている職員について、定数外の職員
とするため、附則第2項において匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正するもの
でございます。

また、配偶者同行休業に伴う任期付き採用及び臨時的任用をされた職員を育児休業及び育児
短時間勤務をすることができない職員とするため、附則第3項において、匝瑳市横芝光町消防
組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） こちらは議案第4号ですけれども、この度、2、3、4号と休業に関する条例、全部出てますけれども、説明の中にも公務の運営に支障がないと認めるときはというふうな説明もありましたが、これらを複数人休業申請された場合とか、計画人員に満たなくなる可能性、若しくはスキルが低下する可能性が考えられますけれども、その辺の対応はどのように考えているのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。公務の運営に支障がないということで、こちら支障があると認めるときは、承認をしないような運用をすることとなっております。以上です。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） これらは、休業に関する職務規程の改善だというふうに、当然受け止めてますけれども、今どのくらいの余剰人員がいらっしゃるのか分かりませんが、果たして、これを活用して休業できる人員、枠というのは、今の現時点であるのでしょうか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。現在、昨年3月に定数条例の改正を行いまして、現在、人員の方を揃えているところでございます。現在、実際にこういった休業があった場合に、支障があるかないかという面でお答えいたしますと、現時

点ですと、なかなか難しい状況でございます。しかしながらですね、地方公務員制度の中にこういった休業制度がございまして、また、市町の制定状況も踏まえまして、制度としては整備をします。できる限りですね、そういった申請があれば、休業を与えるように内部的な調整は行いたいと考えております。以上です。

○議長（石田勝一君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤晴彦君） これは何かというと、人材確保が最終的な目的じゃないかと我々は考えておりますので、今までだったら退職して外国に行ったり、そういうことをしなければならぬような状況であったけれども、それが戻って来れば、また同じ職場で職務を続けられるというような条例なので、今後、色々と人材確保が難しい世の中になってきたときに、こういうことを作っておけば、また戻ってきたときに職に戻れるというような選択肢を広げるための条例だと認識してもらえればよろしいのではないかと思います。以上です。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 趣旨は分かります。当然、改善だと思っておりますから。ただ、今現時点では計画人員的には厳しいものがあるということでもありますから。制度だけ条例を定めたとしても、絵に描いた餅にならないように、しっかり人員を確保しながら是非とも活用していただきたいという要望でありますので、よろしくお願いします。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 秋鹿議員がおっしゃるとおりだと思うんですね。やはり、うちも地方自治体の一部でありますけれども、規則は整えるということ。最大の目的はここでこれを絵に描いた餅ではなくてですね、1番根本的には、やはり定数の絡みが必ず入ってくると思うのですよ。最終的には、本当はそこだと思うんですね。要員の確保って、こういうことを踏まえて補助的に常備消防の職員の定数を増やしていくのか、これは大きな今後の指針だと思うのですけれども。そこら辺を考えて、どのような目的で、組合長及び副組合長がですね、

対応できるのかなど。今後についてですよ、よろしくお願いします。

○議長（石田勝一君） 佐藤副組合長。

◎副組合長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、例えば大学に行くとか、外国に行くとかということになればですね、明日から行きますというふうにはならないと思うのですね。この4月からですとか、外国ですと9月からですとかというような、大体の予定、職員がそうなった場合には事前に相談があらうかと思えますし、その段階においては、会計年度任用職員ですとか、新規採用職員の枠の中で調整は可能ではないかというふうに、私どもは思っています。以上です。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 今、定数条例のお話がありましたけれども、今年度定数条例の方も見直しを図りまして、以前から救急隊等の出動ですか、匝瑳市横芝光町消防組合だけがなかなか対応できていないというようなこともあり、そういったところも受けながら、定数条例を見直してですね、人員確保にもしっかりと取り組んでおるところであります。併せて、今お話があったとおり、働き方改革というところもありますので、そのようなことと併せながら、これからも計画的に人員確保、そして職員が働きやすい環境づくりということに取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

△議案（第5号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長

◎鈴木総務課長 それでは、議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、給与の引上げ改正を行うとともに、期末勤勉手当の年間支給額の月数の引上げを行うものでございます。

まず、給与の引上げ改定につきましては、民間給与との格差を解消するため、一般職職員の大卒初任給を2万3,800円及び高卒初任給を2万3,600円引上げ、若年層に特に重点を置いた給与月額の上上げを行うもので、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についても適用されるものでございます。

また、期末勤勉手当の年間支給月数の引上げにつきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職につきましては1.1月分、暫定再任用職員にあつては0.05月分、会計年度任用職員にあつては0.1月分引上げるものでございます。なお、給与の改定につきましては令和6年4月1日に遡及して適用いたしまして、期末勤勉手当の改定につきましては、今年度12月期期末勤勉手当に遡及して適用いたします。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） 給料表を見ていたら、基本といいますか、教えていただきたいのですけれども。113号まで何号俸の記載が1番下の113号というような給料表なんですけれども。実際に1番下の113号まで使っている職員はいないでしょうと思うのですけれども。それとですね、1級から2級に行くときには何号俸くらいのときに、人によって違うと思うのですけれども。1級から2級、2級から3級、3級から4級、7級まであるのですけれども、何号俸あ

たりで上に昇給するのか。これは人によって、事務評点も絡んではくるのだろうと思いますけれども、平均的にどのような状況なのか教えていただきたいと思います。全く私は分からないので、教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問に対してお答えいたします。まず、給料表の高い号給の職員がいるかという御質問ですけれども、現在のところ、そういう職員はおりません。長く級にいることになりますと、そのような職員が出てくるかと思うのですけれども、現在のところ、そういった職員はおりません。なお、1級から2級、2級から3級へと昇級していく場合の号給の決定でございますけれども、こちらは初任給とか昇級昇格の基準に関する規則というものがございます。そちらの方にですね、昇格時の号給対応表というものがございまして、そちらの級号給に対応した表がございます。そちらに基づいて昇格をさせた後に、4号給昇級するというような決定の仕方をしております。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第5号の質疑を打ち切ります。

△議案（第6号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、令和6年8月1日付けで、消防庁消防救急課長及び消防庁広域応援室長から緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について通知がございまして、国家公務員においては、異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場所における救助活動等に対して、災害応急作業等手当が支給されている状況を勘案し、緊急消防援助隊の活動の特殊性を評価するとともに、類似の活動に従事している国家公務員等の待遇面での均衡を図ることなどを考慮し、当該手当の支給について適切に対応するよう助言があったことから、当該手当の支給に関し、所要の条文整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、国家公務員に準じて、新たに災害応急作業等手当を創設いたしまして、緊急消防援助隊又は千葉県消防広域応援隊として出動し、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所、またはその周辺において行う消火、救助、救急、その他災害応急作業に従事した職員に対し、1日当たり840円を支給するものでございます。

また、大規模な災害といたしまして、組合長が認める災害に係る作業に従事した場合は、1日あたり1,080円を支給するものでございます。更に当該作業が、組合長が著しく危険であると認める区域で行われた場合には、100分の100に相当する額を加算した額、すなわち2倍の額を支給することとしております。

なお、当該手当の費用負担につきましては、緊急消防援助隊が消防庁長官の指示を受けて出動した場合は、国庫負担となりまして、千葉県消防広域応援隊が、千葉県知事の指示を受けて出動した場合は、千葉県の負担となります。

本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 今、詳細な説明を受けましたけれども、この1日当たりの単価の問題なのですけれども、これは起算の基になっているものは全国一律、千葉県とか色々ありますよね。これは、うちの消防組合だけの単価なのでしょうか。そこら辺をお伺いしたいのですが。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。こちらの単価につきましては、国家公務員の手当の支給単価を参考としております。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第6号の質疑を打ち切ります。

△議案（第7号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例中に懲役、禁錮の字句が含まれる場合は、改正法の施行日までに、これらを拘禁刑に改める改正を行う必要が生じたことから、関係条例中の懲役、禁錮を拘禁刑に改めるとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。

本条例中、第1条から第5条につきましては、関係条例の一部改正となっております。対象となる条例は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例、匝瑳市横芝光町消防組合情報公開条例、匝瑳市横芝光町消防組合行政不服審査会条例、匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例及び匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例でございます。

本条例中、6条から8条につきましては、経過措置を規定しておりまして、本条例の施行前にした行為の処罰について、改正前の条例等を適用する経過措置のほか、本条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規程によって、なお、従前の例によることとされている場合など

の、罰則の適用等について改正前の条例等で使用されていた刑罰の名称を、改正後の条例等で使用されている刑罰の名称に置き換えるなどの経過措置を設けております。

また、本条例の改正につきましては、罰則の定めのある条例の改正となることから、千葉地方検察庁と当該改正の内容について協議いたしましたところ、令和7年1月15日付けで特に問題のない旨の回答をいただいておりますので、御報告いたします。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第7号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

△議案（第1号―第7号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第8、これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案（第1号―第7号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第9、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

△午前10時58分 休憩

△午前11時11分 再開

△日程の追加

○議長（石田勝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日、発議案として山崎等君より、発議案第1号、匝瑳市横芝光町消防

組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、以上1件の提案がありました。これを日程に追加して議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石田勝一君) 御異議なしと認めます。よって、本発議案1件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

△発議案(第1号)の上程—採決

○議長(石田勝一君) 発議案第1号を議題といたします。これより発議案第1号について、本案提出者山崎等君から提案理由の説明を求めます。

山崎等君。

◆2番議員(山崎等君) 皆様、7議案終了でございますから、もう少し御時間を頂戴したいと思います。大変、御苦労様でございます。

発議案第1号 匠瑤市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、匠瑤市横芝光町消防組合議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年2月17日提出

匠瑤市横芝光町消防組合議会

議長 石田 勝一 様

提出者 匠瑤市横芝光町消防組合議会

議員 山崎 等

賛成者 匠瑤市横芝光町消防組合議会

議員 小倉 弘業

提案理由を申し述べます。

発議案第1号 匠瑤市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、当該施行日までに条例中の懲役を拘禁刑に改めるとともに、所要の経過措置を設けるため別紙のとおり提案いたすものであります。

以上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 発議案第1号の提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

発議案第1号、匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、発議案第1号の質疑を打ち切ります。以上で質疑を終結いたします。

○議長（石田勝一君） これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

お諮りいたします。討論を省略して、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。これより採決に入ります。

発議案第1号 匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本臨時会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匠瑳市横芝光町消防組合議会令和7年2月臨時会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある、御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和7年2月臨時会を閉会いたします。

△午前11時16分 閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

議長 石田 勝一

議員 山崎 等

議員 市原 成一